

<説明会での質疑応答録>

○食品廃棄物を運搬、収集する場合は廃掃法で産業廃棄物運搬収集許可がありますが、業者に委託する場合は廃棄物業者に委託する必要があるか。

→フードバンク団体が自ら運ばれる場合と同様に、廃棄される食品を運ぶわけではないので、廃棄物業者への委託は不要です。

○防災備蓄品の有効活用する事業を行っている。受領証明の一環で、搬出風景の写真をつけて食品提供企業へフィードバックするための報告書作成の人件費は対象か？

→ご質問の書類が、「受領証明の一環」ではなく、受領書であれば、食品の受入れ・提供を行う上で、当然に必要となる業務と考えられるため、当該書類の作成に係る人件費は、補助対象となります。

受領書でない場合は、当該書類の作成・利用が、受入れ・提供の拡大にどうつながるか等の詳細をお聞きし、補助対象となるかを個別に判断いたします。

○9/30 事業終了後、1 か月で報告書提出、その後補助金の支払いまで1 か月程度かかることだが、報告を早くすれば、支払いは前倒しできるのか？

→前倒しはできません。

○食品提供企業への営業活動の旅費・交通費は？

→対象である。(Q3-6)

○食品引き取り時、運搬事業者への引き渡しの立会いは人件費の計上は OK か？トラブル等で寄付企業に負担をかけないようにするため。

→当該立ち合いをする業務は、未利用食品の受入れ・提供を拡大するための取組(Q3-2の例1-1)に該当すると思われますので、そのために必要な交通費や人件費は、補助対象になると思われます。

ただし、立ち合いの必要性(電話連絡等ではなぜダメなのかなど)等の詳細をお聞きし、補助対象となるかを個別に判断いたします。

○とりまとめ事業者であり、自団体で直接輸配送は行っていない。提供先の他のフードバンクが行う輸配送にかかわる費用を計上することはできるか？

→とりまとめ事業者と他のフードバンクが協議会となって申請すれば計上可能です。

○今回の補助総額について。

どの団体も上限額 2,000 万円で採択された場合、全国で何団体くらいの採択件数が想定さ

れますか？

→全体の支援規模は3億円強である。今回の公募で全額使い切る予定ではない。

○団体所在都道府県における採択地域バランスは考慮されますか？

→考慮されない。

○当会は現在任意団体です。

今年3月までにNPO法人化を予定しておりますが、採択後に法人成りすることは、審査に影響がありますでしょうか？

→審査に影響はない。

○倉庫や車両の賃借契約について。

協議会の構成員である各地域のフードバンク活動団体において現在個別に契約している物件を、当該補助対象期間に一時的（半年間）に協議会が借り上げる場合、正式な契約書は、採択通知後でも構わないか？

また、その場合は、協議会としての食品受入れ能力を向上させる取り組みと捉えられますか？

→協議会名義で契約を行っているものと、協議会の構成員名義で契約を行っているものの両方が、補助対象となりますので、協議会をつくるからといって、協議会名義で契約をし直す必要はない。

○人件費について、寄贈された玄米をスタッフが精米して袋詰めする作業時間は、対象経費になりますか？

→対象となる。

○令和6年9月末までの今回の補助事業期間が終了するまでに、新たに令和6年10月からリレーして利用できる同種の補助事業の予定はありますか？

→現状確定していない。

○事業概要のP9について、当会が申請を行う場合は「一般社団法人」になるため、要件は関係なしという理解であっておりますでしょうか。

→一般社団法人でも応募可能です。

○R6.2.12までの「食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）」では「システム設計費」の補助がありましたが、今回の事業では対象経費として記載がないため、対象外という理解であっておりますでしょうか。

→はい、補助対象外です。

○福祉施設とは具体的にはどのような施設を指しますか？

また要件の対象とならない施設はありますか？

→福祉施設、支援団体、生活困窮者（個人）等を指しています。

○支援対象者の（４）複数の市区町村のうち「区」の定義は、東京の区を示し、横浜市の区は含まれませんね。

→ここでいう「区」としては、特別区を意図していますので、政令指定都市等の「〇〇市〇〇区」は、該当しません。

○事業完了が9月30日となっているが、その後の期間を対象とした同様の補助金が出る予定があるかどうか。人を雇ったり、車両や倉庫を借りる場合、半年では難しいと考えるので。

→現状確定していない。

○今回の事業で、支援対象として、能登半島地震で被災した方々への支援は認められますか？

→認められる。

○当団体はフードバンクではありますが、子ども食堂や福祉施設等への食品提供ではなく、ひとり親家庭に直接食品を届けていますが、対象となりますか。

→対象となる。

○人件費については、専属の職員の細かな時間を積算できますか

→単価を算出し日報をつければ精算可能。

○支援対象者（３）の食品廃棄物等多量発生事業者からの寄付ですが、このリストにある法人が1つ以上あれば申請可能でしょうか。

→然り

○自団体内の拠点間輸送についても輸送費補助対象とのことですが、その場合も「輸送の確認書」が必要なのでしょうか？

→Q7-4において、輸配送の確認書は食品の受入れ・提供に際したやりとりが、事業実施者の申請どおりに行われているか、実態を確認するために必要としている。本事業で補助を受ける場合、拠点間輸送の場合にも確認書は同様に必要となります。

○食品の提供拡大状況について、今回の事業期間と、同期間を令和元年度以降の任意の期間で切り出して比較すればよいのでしょうか？

→4月～3月の年度での整理をお願いします。